

第2部 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1章 地域包括ケアシステムの実現

1 地域包括支援センターの機能の充実

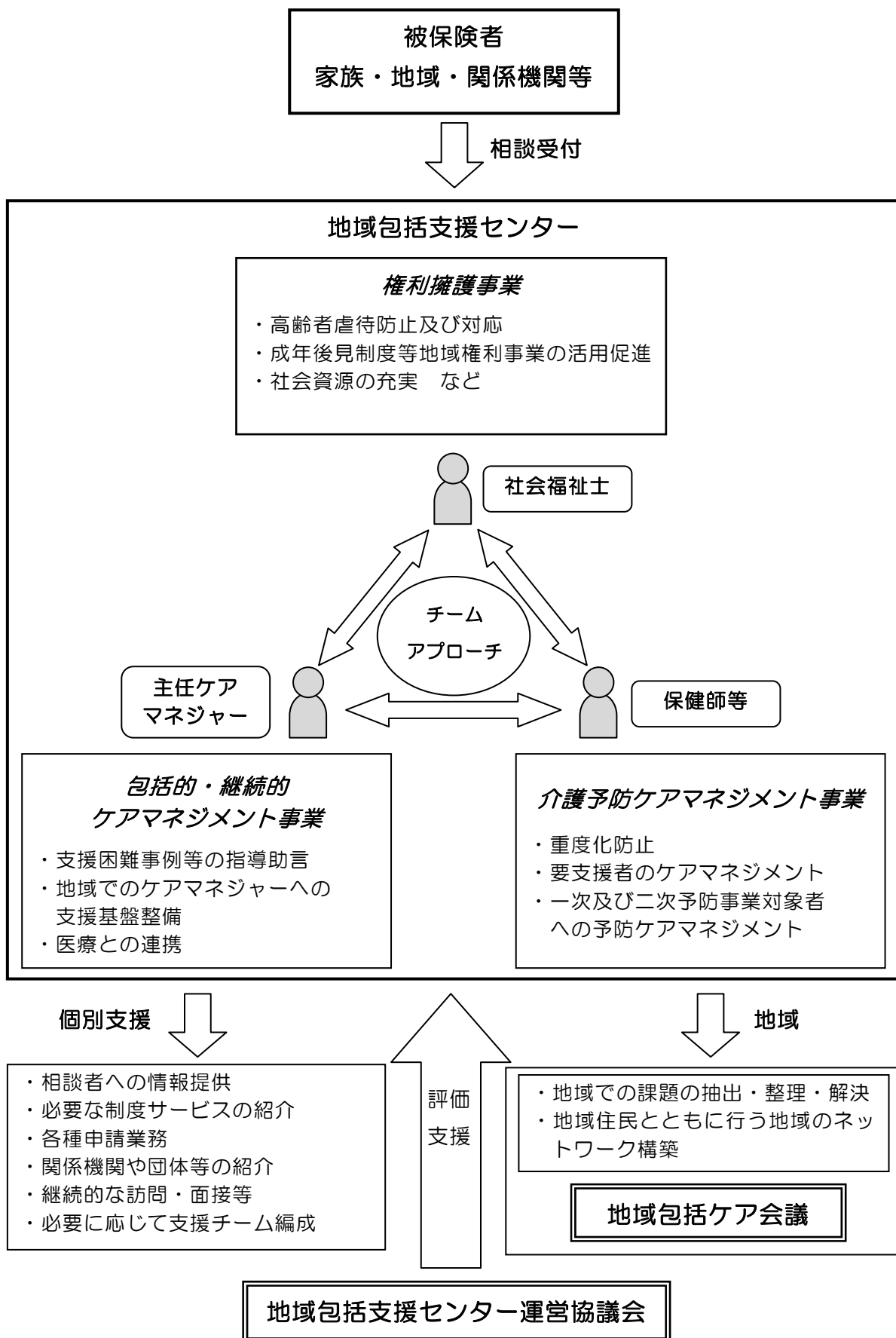
地域包括ケアを提供するには、地域住民のニーズに応じて、医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要となります。その主体として、地域包括支援センターの役割が期待されます。

介護サービスを含むさまざまなサービスや多様な地域資源を活かし、主治医や民生委員などの関係者とのネットワークを強化することによって、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、相談機能を充実させるために、地域住民にとって身近な存在としての地域包括支援センターを目指すとともに、さまざまな地域住民の活動と協力、連携しながら活動を推進します。

施策	内容
① 地域包括支援センターの充実【高齢者支援課】	<p>地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに2カ所、合計8カ所体制で、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の4つの事業を一体的に実施する役割を担う中核拠点として機能しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の総合相談・支援・ 包括的・継続的ケアマネジメント・ 権利擁護、虐待の早期発見・防止・ 介護予防ケアマネジメント <p>さらに今後は、地域ネットワークづくりの中核機関としての役割を充実させます。そして、地域包括支援センターが地域包括ケア会議等を活用し、地域のニーズの発見や地域の課題の整理を行うことで、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築に努めます。</p>

図表 24 地域包括支援センターの機能



2 保健・福祉・医療の連携体制の充実

在宅療養が必要な高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには 24 時間安心できる在宅療養サポート体制が極めて重要となっています。そのために地域の病院や施設、居住施設、在宅における多職種が互いの専門領域を確立し、連携を円滑にするシステムの構築と、円滑に連携できる人材を育成し、地域包括ケアの実現を目指します。また、多職種が課題を共有して協議する西東京市介護保険課題調整委員会を設置運営し、実践につなげます。

施策		内容
①	在宅療養を支えるための後方支援体制の構築【高齢者支援課】	長期の療養生活を必要とする利用者やその家族が安心して療養生活をおくるためのしくみづくりとして、協力病院を確保し、在宅療養関係者との支援体制の構築を図ります。
②	多職種連携のための相互理解【高齢者支援課】	地域の病院スタッフと在宅療養に従事する多職種のスタッフが相互の領域に足を運び、相互の実情を理解し、在宅療養者の状態を双方の立場から確認し合うための入退院時カンファレンスの開催支援、交流の機会を増やすための勉強会の開催を実施します。
③	多職種連携のための情報の共有【高齢者支援課】	利用者のために多職種が情報を共有する意義を理解するための勉強会の実施や、情報共有ツールの開発として、連携連絡票の作成などを行うとともに、各関係機関に活用ルールを周知徹底することで情報共有を円滑にするしくみづくりを図ります。
④	看取りについての教育、市民への意識啓発【高齢者支援課】	医療分野、介護分野の経験者や家族からの話を聞く機会、事例検討会などを実施し、在宅、施設、居住施設の介護スタッフが看取りについて学び、実践につながるよう資質の向上を図ります。また、市民に対してはパンフレットの普及や地域活動などを通して、意識啓発を進めます。
⑤	在宅歯科医療連携の推進【健康課】	在宅療養者が抱える摂食えんげ等の問題について、医師・歯科医師・医療や介護の関係者など多職種が協働して、口腔内のケアや誤嚥の予防、食事に関する不安の解消など、お口の健康に関して安心・安全の体制づくりを推進します。

施策		内容
⑥	地域リハビリテーションネットワークの強化【健康課】	地域におけるリハビリテーションが急性期から維持期まで病院や施設、在宅で高齢者の身体の状態に合わせて効果的に提供されるために、ネットワークの強化に向けた調査検討を行い、対策に取り組みます。

3 相談体制の充実

相談ニーズのある方がいつでも気軽に相談でき、また適切な相談サービスにつながられるようなしくみ・体制を構築していきます。

施策		内容
①	総合相談体制の充実【高齢者支援課】	地域住民や地域福祉コーディネーター、民生・児童委員、専門職等、地域のさまざまな人々と、地域包括支援センターや市が連携・協力を深め、総合的な相談体制を構築します。
②	苦情相談体制の充実【生活福祉課】	保健福祉サービスに係る苦情相談受付窓口である権利擁護センター「あんしん西東京」を中心とし、他の苦情相談受付窓口の機能を明確化し、サービス利用者がサービス提供者と対等な立場でサービスを選択できるよう相談のしやすさの向上に努めます。また、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談は、「あんしん西東京」を經由し、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」による苦情解決に努めます。

4 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で生活を続けていくためには、市が介護保険サービス事業者の指定・指導監督を行い、日常生活圏域ごとの特性に応じたサービスを柔軟に整備する「地域密着型サービス」の充実が必要です。

被保険者、地域における保健・福祉・医療関係者、学識経験者、介護保険サービス提供事業者で構成する「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、地域のニーズに対応した公正かつ透明性の高い制度運営を進めます。

施策		内容
①	小規模多機能型居宅介護サービスの充実【高齢者支援課】	施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」が一体となったサービスの充実を図ります。
②	24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの導入の検討【高齢者支援課】	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の連携の下で、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時対応等を適宜・適切に組み合わせた新たなサービスの導入を検討します。
③	地域密着型サービスの指導検査体制の強化【高齢者支援課】	給付の適正化を図るため、近隣市とも情報を共有しながら、指導検査体制を強化していきます。

5 認知症の方への支援

今後、高齢化の進展に伴って、認知症高齢者が増大することが予想されています。高齢者が認知症になっても尊厳を持って、地域で安心して暮らしていけるような支援が求められています。

そのため、認知症への理解が深まるように、予防やケアのあり方などの普及啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応に取り組めます。

(1) 認知症高齢者を地域で支えるしくみの充実

施策		内容
①	認知症サポーター養成講座の実施【高齢者支援課】	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の方が認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成します。今後は市内の学校や自治会、町内会等への働きかけを進め、認知症サポーター養成講座の実施を多様な世代に広げていきます。
②	認知症サポーターの活用【高齢者支援課】	西東京市では、「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組んできました。これにより 5,000 人を超える認知症サポーターが誕生しました。今後は、さまざまな社会資源と連携して、認知症サポーターの活用を図っていきます。
③	健康相談体制の充実（かかりつけ医との連携）【健康課、高齢者支援課】	認知症の早期発見のためには、日頃から市民と関わる機会の多い、かかりつけ医の役割が重要です。そのため、かかりつけ医が認知症の早期発見のための知識やスキルを向上させるための情報提供、研修会の実施を支援します。そして、かかりつけ医が市内の健康相談窓口や医療機関等の地域資源と連携を深めることによって、認知症の早期発見から早期治療につなげるしくみづくりを進めます。
④	認知症高齢者徘徊位置探索サービス【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた 65 歳以上の高齢者で徘徊行動の著しい認知症の方に、徘徊位置を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、徘徊位置探索サービスを提供します。

(2) 認知症の予防と認知症ケアの充実

施策		内容
①	認知症予防に関する講座等の実施【高齢者支援課】	認知症予防に関する正しい認識を、より多くの市民に持ってもらえるよう、身近な事例などを用いたわかりやすい講座等を実施します。
②	認知症ケアの普及啓発【高齢者支援課】	より多くの市民に認知症ケアについて正しく理解してもらえるように、認知症高齢者の介護についてさまざまな媒体を利用した情報提供等の普及啓発事業を進めます。
③	認知症ケア講習会の実施【高齢者支援課】	認知症高齢者の介護をしている家族等介護者などに対して、専門的なケアを学べる講習会を実施し、家族等介護者の負担軽減に努めます。

(3) 若年性認知症を含む第2号被保険者への支援

施策		内容
①	若年性認知症についての啓発・情報提供【高齢者支援課、障害福祉課】	市民が若年性認知症を知り、理解する機会を増やすために、障害福祉課と連携し、さまざまな媒体を利用した情報提供等の普及啓発事業を進めます。そのために、地域包括支援センターや介護保険事業所との連携を図り、家族の集いや講演会の開催、若年性認知症デイサービスなどのサポート体制づくりを検討します。
②	障害者施策から高齢者施策まで切れ目のない支援【高齢者支援課、障害福祉課】	福祉会館と障害者福祉センターの合築を視野に入れ、効果的、効率的な機能拡充を図ることを検討していきます。

第2章 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開

1 生きがいづくりの支援

高齢者がこれまでに培ってきた知識・経験を活かし、活躍できる場があることは、生きがいにもなり、健康づくりにも役立ちます。

交流・学習や、就労の場の充実を図り、高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを支援します。

(1) 社会参加への支援

施策		内容
①	ボランティア活動、NPO 活動への参加促進【生活福祉課、高齢者支援課、協働コミュニティ課】	元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、さまざまなボランティア活動やNPO 活動への参加を促進します。また、ニーズの高い依頼に答えられるよう、社会福祉協議会、関係機関と連携してボランティアのコーディネートの機能充実やボランティア確保のための講座講習を実施し、高齢者の自己実現と地域での支え合いを進めます。また、市民協働推進センターにおいても、市民活動に関する相談や団体情報等の提供を行っていきます。 なお、地域でのボランティア活動の充実を目指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて、連携をとり、生きがいづくりや社会参加への支援を図ります。
②	生きがいづくりの場の整備・充実【高齢者支援課】	身近な地域で誰もが生きがいづくりに取り組めるよう、福祉会館、老人福祉センターを生きがいづくりの場として整備します。具体的には運動器具の導入拡大等を行います。
③	生きがい推進事業等の実施【高齢者支援課】	高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、公共施設において市主催の高齢者大学等を開催します。また、高齢者福祉大会を実施するほか、老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を展開します。

施策		内容
④	高齢者クラブ活動への支援【高齢者支援課】	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取組を支援します。また、高齢者の社会参加を促進するために、高齢者クラブの活性化に向けた取組も引き続き行っていきます。
⑤	高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の充実【高齢者支援課】	高齢者が教養・文化・スポーツ・レクリエーションなどの多様な活動に参加し、ふれ合える学習機会の充実に向けて取り組んでいきます。市関連部署との連携はもとより、民間事業者、NPO、大学などとの連携も検討しながら、高齢者が興味を持ち、参加しやすい学習機会の提供を目指します。
⑥	情報提供体制の充実【高齢者支援課】	関係機関・団体に向けて、適宜、情報提供を行い、高齢者やその家族が必要とする情報が適切に伝わるしくみを充実します。市報や地域包括支援センター便り、インターネットなどによる情報提供を引き続き実施します。

(2) 就業への支援

施策		内容
①	シルバー人材センターとの連携強化【生活福祉課、高齢者支援課】	高齢者の雇用・就業の確保を通じて生きがいの推進を図るとともに、地域でのボランティア活動の充実を目指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて連携します。
②	人材育成の推進【産業振興課】	高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共職業安定所（ハローワーク）と連携し支援します。
③	地域職業相談室「就職情報コーナー」の運営【産業振興課】	高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるように、就職相談を行い、職業を紹介する体制を今後も継続していきます。具体的には、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、地域職業相談室「就職情報コーナー」により、就職を支援します。

2 健康な暮らしの実現

高齢者の健康な暮らしを実現するため、日頃から自主的な健康管理・健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、健康づくりに取り組む中で、生活機能が低下している高齢者を早期発見・把握し、適切な介護予防サービスにつなぐしくみの充実を図ります。

(1) 健康づくりの支援

施策		内容
①	西東京しゃきしゃき体操を活用した地域ぐるみの健康づくりの推進【健康課】	地域が一体となって健康づくりに取り組めるように、地域住民が身近な場所で自主的に行う健康づくりなど、継続的に活動ができるよう支援します。また、運動習慣を身につけるため、取り組みやすい健康体操「西東京しゃきしゃき体操」の出前講座を実施するなど市民の健康づくりを推進します。
②	スポーツ・レクリエーションの推進【スポーツ振興課、高齢者支援課】	高齢者の社会参加と健康維持のため、各種スポーツ大会の開催や無料で参加できる高齢者向け運動・体操プログラムを実施し、高齢者の社会参加と健康維持、スポーツ活動に参加する機会を提供します。介護保険連絡協議会等と連携し、高齢者向け運動・体操プログラム等の情報提供を行います。また、スポーツを通じた介護予防を推進するため、体力測定等を実施します。平成 25 年のスポーツ祭東京 2013（第 68 回国民体育大会）の開催に伴い、一般公募によるボランティアでの協力依頼を行うことで、元気高齢者の社会参加の機会を提供します。
③	食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実【健康課、高齢者支援課】	平成 21 年 3 月に食育推進計画を策定しました。高齢者の食育を推進し、食の自立と健康的な生活を実践するために、高齢者食事サービス、高齢者食生活教室、男の基本料理教室、歯科相談、食を楽しむ機会の提供、特定高齢者対象の訪問相談などに取り組みます。
④	地域の自主グループや団体への出前講座の実施【健康課、高齢者支援課】	自主グループや団体へ出前講座を積極的に実施し、ニーズに合った効率の良い健康づくり支援を行います。

(2) 病気予防と健康相談

施策		内容
①	健康診査等の継続実施【健康課】	高齢者が自らの健康状態を知り、日頃からの健康づくりの推進を図るため、特定健康診査又は一般健康診査を実施していきます。また、死因の第1位であるがんの早期発見を目的としたがん検診や歯科健康診査等を実施します。
②	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の周知【健康課】	高齢者が身近な地域で健康診断や生活機能評価、治療が受けられる体制を構築するため、高齢者それぞれの身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性を周知します。
③	高齢者インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種の勧奨実施【健康課】	高齢者が感染症にかかると、寝たきりや死亡の引きがねとなるため、予防接種や予防対策を積極的に進める必要があります。高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の予防接種は接種費用の補助により接種の勧奨を行います。

(3) 健康づくりと介護予防事業とのつなぎ

施策		内容
①	老人福祉センター・福祉会館の再整備を含めた検討【高齢者支援課】	福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組みやすい環境を整備します。また、耐震改修又は建替えが必要な建物は、周辺施設との集約、複合化や配置バランスの改善も含めて検討します。
②	高齢者いきいきミニデイ事業の充実【高齢者支援課】	高齢者に趣味、レクリエーション等を通じた生きがい・地域との交流の場を提供する「いきいきミニデイ」を実施する団体・協力者の取組を支援します。今後も各団体に適切に情報提供などを行い、事業を充実していきます。
③	健康づくりに取り組む自主グループの育成支援【健康課】	生活習慣を改善するために同じ目的を持つ市民が自主グループとして互いに支えながら継続できるように育成支援を行います。

3 介護予防事業の充実

介護予防への関心を高め、市民の自主的な取組を進めるために、意識啓発や情報提供の充実を図ります。

また、高齢者の生活機能の低下を早期に発見・把握し、運動器機能、栄養、口腔機能の向上・改善を図るとともに、閉じこもり・認知症・うつ等の予防を図ります。

(1) 介護予防に対する意識啓発・情報提供の充実

施策		内容
①	介護予防に関する意識啓発の充実【高齢者支援課、健康課】	介護予防の必要性や大切さを多様な媒体を通じて広報するとともに、西東京しゃきしゃき体操の一層の普及啓発を図ります。介護予防に関する知識を持った介護予防運動普及員を育成するために講習会等を開催します。
②	介護予防に関する情報提供の充実【高齢者支援課】	市で行う介護予防事業について多様な媒体を通じて情報提供を実施します。また、地域での自主的な介護予防の取組について、情報収集をし、広報します。

(2) 介護予防の地域ごとの展開

施策		内容
①	自主グループの支援【高齢者支援課】	地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、市民が身近な場所で自主的に行う介護予防への取組について支援します。介護予防事業参加者の講座修了後の支援として、地域の自主グループ活動につなげ、継続的に取り組めるようにします。

施策		内容
②	介護予防事業対象者の把握【高齢者支援課】	生活機能が低下している高齢者を把握するために、これまで行ってきた生活機能評価に替え基本チェックリストのみによる把握を検討します。閉じこもりやうつ状態等にあり、自ら健康診査や相談機関に出向くことが少ないと思われる高齢者に対しては、既存の高齢者生活状況調査や、民生委員、老人福祉センター・福祉会館の看護師、「ささえあいネットワーク」、「ふれあいのまちづくり」等の地域のネットワークと協働し、潜在的介護予防対象者を把握していきます。
③	介護予防マネジメントの実施【高齢者支援課】	地域包括支援センターは、生活機能が低下している高齢者を把握した場合、その対象者の課題分析（アセスメント）を行い、対象者にとって最も適切と考えられる目標を定めます。課題分析の結果、必要と認められる場合には、それぞれに適した介護予防ケアプランを作成します。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、モニタリングを行い最終的に効果の評価を行います。
④	地域支援事業における介護予防事業【高齢者支援課】	<p>〔通所型介護予防事業〕</p> <p>把握された二次予防事業対象者に、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり・認知症・うつ予防」等の事業を実施します。この事業内容については、利用者のニーズに応じて見直しを行います。</p> <p>〔訪問型介護予防事業〕</p> <p>把握された二次予防事業対象者の中で、閉じこもり、認知症、うつ等のために通所して事業に参加することが困難な方には、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師や保健師がその方の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談・援助を行います。</p>

施策		内容
⑤	予防給付サービス【高齢者支援課】	<p>[介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション]</p> <p>日常生活上の支援や利用者が在宅生活を営むのに必要な機能を向上させるための支援として、利用者のニーズに応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練」等のメニューが選択できるように、事業者の体制整備を促進します。また、利用者が事業所を選択できるようにホームページ、ガイドブック等で事業者の情報提供を行います。</p>
⑥	魅力あるプログラムの研究【高齢者支援課】	<p>現在実施している介護予防事業の評価を行った上で、提供事業者と連携しながら魅力ある介護予防事業のプログラムを研究します。</p>
⑦	介護支援ボランティア制度の検討【高齢者支援課】	<p>介護支援ボランティア制度については、先進市の取組事例等を検証しながら、元気な高齢者に対し多様な社会参加の機会を提供するため、西東京市にとってふさわしいしくみを検討します。</p>

第3章 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

1 適正な介護保険サービスの実現

サービスの質の確保・向上のため、福祉サービス事業者に適切な支援と指導・監督を行い、利用者に対しては客観的な情報の提供に努めます。

また、質の高いサービスを安全に提供するためには、専門的人材の確保・育成が必要です。事業者と協力しながら介護従事者を確保するための取組を進めるとともに、介護職員が専門性の向上や意欲を高めるための研修機会を充実します。

(1) サービスに関する情報提供の充実

施策		内容
①	わかりやすい広報活動の充実【高齢者支援課】	介護保険制度や介護保険サービスの周知を図り、制度への理解と適正なサービス利用ができるよう、市報やホームページ、手引き等の媒体を通じ広報活動を行います。また、出前講座等による市民への広報を積極的に実施します。
②	提供事業者一覧の整備・充実【高齢者支援課】	利用者がサービスを選択する際の情報源として、サービス提供事業者一覧を整備・充実します。
③	介護サービス情報の公表【高齢者支援課】	サービス提供事業者に対して介護サービス情報の公表に関する啓発を行います。また、市民に対しても、サービスを選択するにあたり、これらの情報を活用するような啓発、広報を行います。
④	福祉機器等の展示【高齢者支援課】	介護用品に関する情報を提供するため、常設の福祉機器の展示と福祉機器に関する助言等を行い、市民の福祉機器や介護技術に関する理解を深める支援を行います。また、介護保険連絡協議会と連携して福祉機器等の展示会を開催し、最新機器の紹介や利用にあたっての質問等に応じます。
⑤	福祉情報の充実【高齢者支援課】	介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの情報提供や、高齢者の生活の質を高めるためのさまざまな民間福祉サービスの情報、情報源に関する情報を提供し、福祉情報の提供を行います。
⑥	「介護の日」事業の実施【高齢者支援課】	介護を身近なものとして理解を深めるとともに、地域での支え合いや交流を促進するため、市、社会福祉協議会、介護保険連絡協議会等が連携し、「介護の日」事業を継続して実施します。

(2) サービス提供体制の充実

施策		内容
①	提供事業者の参入誘致の推進【高齢者支援課】	身近なところで介護サービスが利用できるよう、日常生活圏域等を勘察し、地域密着型サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。
②	介護保険居宅サービスの充実【高齢者支援課】	居宅サービスについて、サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、新規事業者の参入を促進します。
③	介護保険施設サービスの充実【高齢者支援課】	介護保険施設について、居住環境を向上する方策を検討します。
④	介護保険連絡協議会の充実【高齢者支援課】	介護保険関係者で組織した介護保険連絡協議会は、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護・通所リハビリ事業者、住宅改修・福祉用具事業者、介護保険施設事業者等 10 以上の分科会を設置しています。それぞれの分科会は年間 1 回～12 回程度開催し、行政からの情報提供や講演会の開催等により事業者のスキルアップを行うとともに、事業者相互間の情報共有及び連絡体制の整備を行っています。今後も介護保険連絡協議会の開催を積極的に支援し、また、その内容も、事例検討、ワークショップ、活動・研究発表などさまざまな形式を導入することにより、更なる内容の充実を図ります。
⑤	事業者情報の共有化の推進【高齢者支援課】	サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議会を活用して情報交換の場を拡大し、サービス提供事業者に関する情報の共有化に取り組みます。
⑥	介護保険連絡協議会参加事業者情報提供の充実及び事業者の参加促進【高齢者支援課】	介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホームページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進します。

(3) サービスの質の確保

施策		内容
①	介護給付の適正化【高齢者支援課】	適正な介護給付を行うため、引き続き認定調査結果の点検、利用者への給付費通知の発行、医療情報との突合・縦覧点検等を実施します。また、事業所に対する実地指導や住宅改修の点検等に取り組みます。
②	福祉サービス第三者評価の普及・推進【生活福祉課】	福祉サービスの選択のしやすさと、サービスの向上のため、福祉サービス第三者評価システムの普及推進に取り組みます。また、より多くの事業者が、福祉サービス第三者評価を受審し、サービス利用者に情報の提供ができるよう、さまざまな機会を利用して事業者の理解を促進します。
③	ケアマネジメントの環境の整備【高齢者支援課】	ケアマネジメントの質の向上、関係機関との連携体制の構築及びケアマネジャー同士のネットワークの構築などを目的として、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、行政の三者が協働で現場の課題を共有、検討し、支援計画を策定します。この計画に基づき、技術的支援やケアマネジャーなどを対象とした研修会の企画と開催支援につなげます。
④	サービス事業者の質的向上【高齢者支援課】	サービス事業者の質の向上を支援するため、介護保険連絡協議会等を通じた情報提供、また事例検討やワークショップ、活動・研究発表などの形式をとり入れた交流を進め、法令遵守と技術向上を図ります。
⑤	関連機関との連携強化【高齢者支援課】	介護保険や高齢者保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談に対して、関連機関の連携強化を図ります。

(4) 負担軽減への支援等

施策		内容
①	保険料の軽減【高齢者支援課】	第1号被保険者の保険料について、第4期計画においては所得の低い方への負担を軽減するため、第4段階を細分化し、12段階に設定しました。第5期計画では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第4段階の細分化を継続するとともに、第3段階についての所得区分を細分化し、13段階への設定を検討します。
②	利用料の軽減【高齢者支援課】	社会福祉法人等による低所得者への負担軽減を実施し、介護保険サービスの利用などの際に自己負担額の軽減の支援を行います。さらに市独自の低所得者への負担軽減として、居宅における医療ニーズの高いサービスについての導入を検討します。
③	保険料収納率向上の取組【高齢者支援課】	保険料を滞納している被保険者に個別に制度の説明を行い、収納推進嘱託員等が訪問徴収するなど、きめ細かい収納率向上の取組を強化します。
④	受領委任払いの実施【高齢者支援課】	住宅改修や福祉用具購入費用のサービス利用者による全額一時立て替え払い（償還払い）のほかに、業者に自己負担金（費用の1割）のみを支払う「受領委任払い」の選択を可能とする負担軽減策を引き続き実施します。

2 自立を支える福祉サービスの実現

高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者のニーズを十分に把握し、介護保険サービスと、生活支援サービス等の介護保険外の福祉サービスを適切に提供していきます。

また、認知症などで判断能力が十分でない方の権利擁護を図り、適切なサービスを利用できるように、成年後見制度の普及・促進を図ります。

(1) 介護保険外の福祉サービスの提供

施策		内容
①	配食サービス【高齢者支援課】	65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方、また日中高齢者のみで過ごしている方で配食が必要と認められた方へ、バランスの良い食事と見守りのために昼食を配達します。
②	高齢者緊急通報システム・火災安全システムの設置【高齢者支援課】	慢性疾患により日常生活に注意が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、家庭内での緊急事態を受信センターへ通報できる機器を設置し、救急・消防による救助等へつながります。また、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等に住宅用防災機器を設置します。
③	高齢者入浴券の支給【高齢者支援課】	自宅に入浴設備のない65歳以上の一人暮らし高齢者と70歳以上の高齢者のみの世帯の方に対し、健康保持と保健衛生の向上を図るため、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。
④	高齢者福祉電話の貸与・助成【高齢者支援課】	近隣に親族が居住していない65歳以上の一人暮らし高齢者等に安否確認や孤独感の解消などのために、電話機の貸与と通話料の一部助成を行います。
⑤	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス【高齢者支援課】	ねたきり高齢者等のいる世帯の精神的、経済的負担を軽減するため、在宅で常時おむつを使用する方に紙おむつを給付します。平成23年10月から認知症により重度の介護が必要な状態で、常時おむつを使用される方も紙おむつの給付をしています。

施策		内容
⑥	ねたきり高齢者等寝具乾燥サービス【高齢者支援課】	ねたきり高齢者等の寝具の保健衛生の向上と介護負担を軽減するため、寝具乾燥等のサービスを実施します。
⑦	ねたきり高齢者理・美容券交付サービス【高齢者支援課】	65歳以上のねたきり高齢者等の保健衛生の向上と経済的負担を軽減するため、理・美容師が訪問して調髪・顔そりなど、又はカット・シャンプーを行うサービス券を交付します。
⑧	高齢者入浴サービス【高齢者支援課】	介護認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で介護保険の通所や訪問による入浴が困難な方に、健康保持と保健衛生の向上を図るため、通所による専門施設での入浴サービスを提供します。
⑨	高齢者日常生活用具給付サービス【高齢者支援課】	介護認定で非該当（自立）、又は要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者に、在宅生活の継続を支援するため、介護保険サービスで対象外の日常生活に必要と認められる入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機を給付します。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。
⑩	自立支援日常生活用具給付サービス【高齢者支援課】	介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者に、介護予防や在宅生活の継続を支援するため、日常生活に必要と認められる歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行器（シルバーカー）、腰掛便座、手すりを給付します。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。
⑪	自立支援ホームヘルプサービス【高齢者支援課】	介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者で、日常生活において支援が必要と認められる方に、自立した在宅生活の継続を支援するためにホームヘルパーを派遣し、家事援助、見守り、相談等のサービスを提供します。

(2) 権利擁護の推進

施策		内容
①	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及と活用促進【生活福祉課】	認知症などで判断能力が十分でない方が適切なサービスを利用できるよう、相談、助言、利用支援を行うとともに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の契約につなげ、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等の支援について普及と活用を促進します。また、状況に応じて、成年後見制度へのスムーズな移行を図るなど、地域で安心して生活できるよう効果的な支援を行います。
②	成年後見制度の普及と活用推進【生活福祉課】	権利擁護センター「あんしん西東京」において、権利擁護・成年後見制度等の相談、広報等を行い、成年後見制度の利用を支援します。また、社会貢献型後見人の育成・支援を行うとともに、後見監督の充実を図り、地域においてより利用しやすい環境整備に努めます。
③	市民への普及啓発【高齢者支援課】	高齢者虐待防止普及啓発パンフレットの配布とホームページの掲載により、市民への普及啓発を継続して実施します。
④	支援計画の評価と見直し【高齢者支援課】	支援を必要とする高齢者の情報を共有するとともに、地域包括支援センターの社会福祉士を中心とするモニタリング会議を行い、支援計画の評価と見直しを図ります。

3 人材の育成・確保

今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに対応するために、福祉・介護分野で働く人材の育成、確保が重要となっています。

介護保険サービスにおいては、大学や各種専門学校、高等学校等との連携を図り、情報提供や体験学習などを通して、介護保険サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、魅力ある仕事として評価・選択されるようにしていく必要があります。

また、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るためのキャリアアップのしくみを構築していきます。

介護保険外の福祉サービス分野においては、新たな人材として期待される、他分野で活躍している人材、高齢者等の多様な人材の参入・参画を促進します。

施策		内容
①	介護人材確保の支援策の検討【高齢者支援課】	中長期的な介護人材の確保に向けて、介護職の面接会、市民の資格取得支援も含めた人材の量的確保を検討するとともに、介護職の専門性の向上を図ります。
②	介護従事者に対するワークライフバランスの推進の支援【高齢者支援課】	介護保険連絡協議会等による講演会や研修会を通じて情報提供を行い、介護従事者に対するワークライフバランスの推進を支援します。
③	介護人材の育成・質の向上【高齢者支援課】	ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・質的向上を図るため、研修会などの実施を通じて福祉サービスの充実を図ります。
④	サービス提供事業者の研修支援【高齢者支援課】	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、サービス提供事業者の研修を支援します。
⑤	講習や研修会の情報提供【高齢者支援課】	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行います。
⑥	認定調査員研修の充実【高齢者支援課】	要介護認定の公平性・公正性を確保するため、市が直接行っている新規申請者の認定調査について、認定調査員を確保するとともに、調査員研修等を充実させ、公平公正な認定調査を行います。
⑦	介護認定審査会の充実【高齢者支援課】	介護認定の審査判定の平準化をさらに推進するため、保健・福祉・医療の専門家により構成されている介護認定審査会について、今後も合議体の長の会議、審査会委員の研修等を実施します。

施策		内容
⑧	主任ケアマネジャーの育成支援【高齢者支援課】	主任ケアマネジャーとしての役割を担うことが期待されるケアマネジャーを主任ケアマネジャー審査会により選定し、東京都主任介護支援専門員研修へ推薦します。研修終了後には西東京市主任ケアマネジャー研究協議会への参加活動を通して主任ケアマネジャーとしての質の向上を図ります。

第4章 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

1 互助のしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を継続できるように、自助・互助・共助・公助の考え方を基本に、地域でお互いに助け合い、支え合うことのできるしくみづくりを進めます。

そのために、地域住民が支え合いの活動に、やりがいを持って楽しみながら参加できる環境づくりを整備し、多くの住民の参加による活発な地域活動の推進を目指します。

(1) 地域住民が参加しやすい互助のしくみづくり

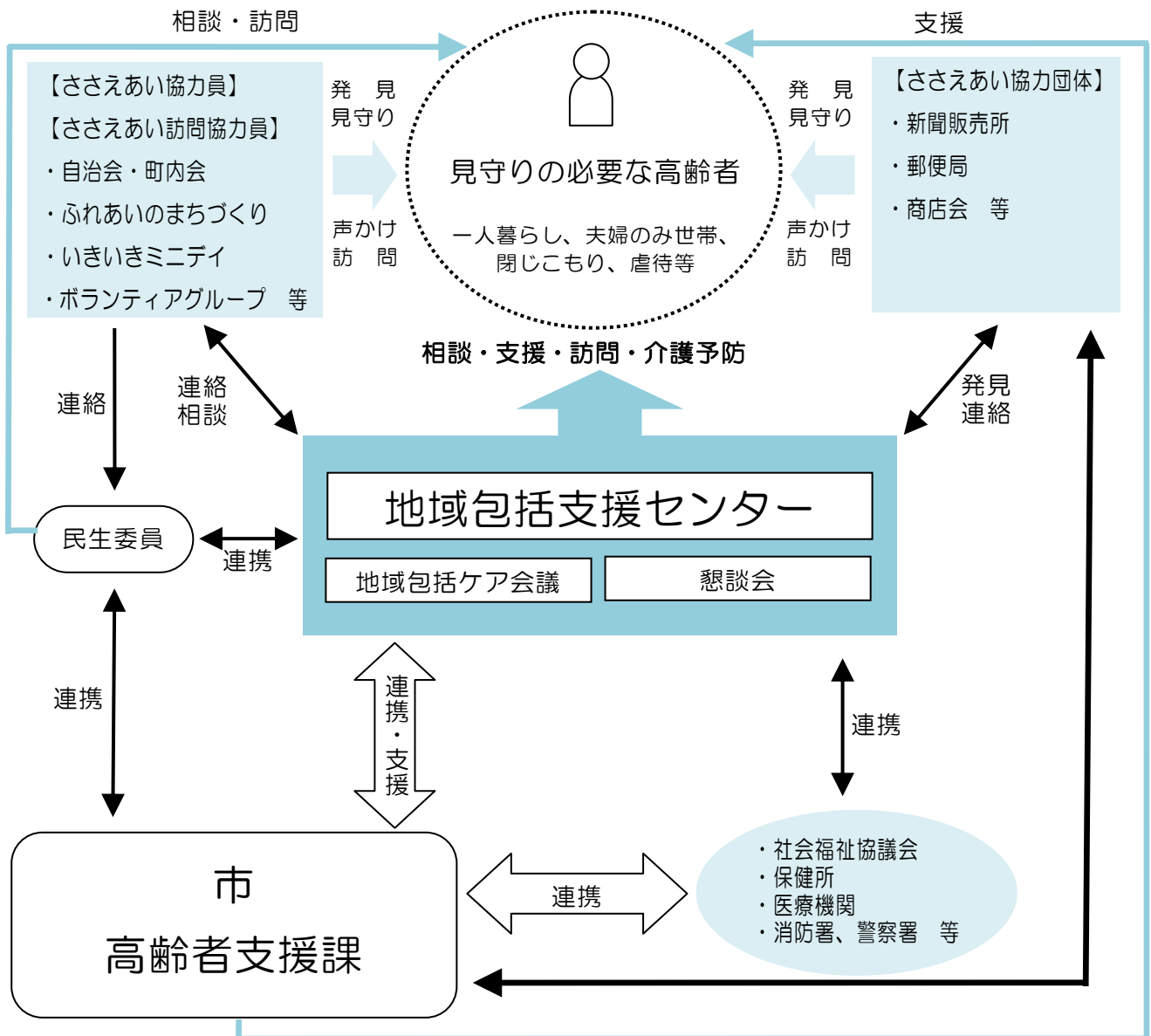
施策		内容
①	地域での支え合い活動の推進【生活福祉課、高齢者支援課】	「ほっとするまちネットワークシステム」の小域福祉圏（小学校通学区域）における活動と、同圏域で活動する社会福祉協議会の事業の「ふれあいのまちづくり事業」の機能を強化し、さまざまな地域の課題を解決していく中で地域の力で地域課題を解決する力を高めていきます。また、高齢者の見守りのしくみである「ささえあいネットワーク」等と既存のシステムや行政サービス、関係機関との連携を進めるとともに、地域における共通の課題が発見された場合は、これらの課題を解決するしくみ作りにも取り組みます。
②	多世代の交流促進【高齢者支援課】	多世代交流を進めるため、さまざまな年代が参加できる老人福祉センターの事業や地域イベントの開催、高齢者クラブの幼稚園・小中学校の訪問、幼稚園・小中学生の高齢者施設の訪問などを実施します。
③	NPO（非営利活動組織）の育成・連携【高齢者支援課、協働コミュニティ課】	西東京市のNPOの多くは、社会貢献意向に基づいた活動に取り組んでいますが、より質の高いサービス、きめ細かな多様なサービスを提供するため、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。NPOとの連携策としては、電子メールを活用した見守り活動、パソコン教室や地域包括支援センターを中心としたささえあいネットワークなどがあります。

施策		内容
④	ボランティアの育成 【生活福祉課、高齢者支援課】	地域でのボランティア活動を充実させるため、ボランティア養成講座の開催や身近なボランティア活動の機会の提供などを社会福祉協議会と連携して拡充していきます。また、ボランティアのコーディネートの機能を一層充実させ、施設や特定の活動に限らず、地域のさまざまな課題解決において活躍してもらえるようしくみづくりに取り組みます。

(2) 見守りネットワークづくり

施策		内容
①	「ささえあいネットワーク」の推進【高齢者支援課】	一人暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員（地域住民）、ささえあい協力団体（地域の事業所など）、民生委員、地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合うしくみとして「ささえあいネットワーク」があります。このしくみは、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族の困りごとの相談に応じたり、閉じこもりがちな高齢者が必要な支援を受けられることを目指しています。今後は、自治会・町内会等に働きかけを行い、「ささえあい訪問サービス」を充実・拡大します。
②	孤立化防止のための訪問事業【高齢者支援課】	できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の孤立化の防止や見守りの体制を形成するため、民生委員を始めとする関係機関や市内の社会資源との連携を強化し、各種訪問事業を実施します。
③	高齢者生活状況調査の実施【高齢者支援課】	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう見守りの体制を形成するため、民生委員等と協力し、高齢者の生活状況や健康状態等の調査を実施します。調査結果は、緊急時の対応や介護・福祉サービスの検討にも活かします。

図表 25 ささえあいネットワーク



2 地域の多様な活動団体との連携

西東京市で地域福祉活動に取り組むさまざまな活動団体が、市や社会福祉協議会、市民協働推進センター等と連携しながら、活動団体同士の連携を推進し、より質の高いサービス、きめ細やかな多様なサービスを地域で提供できる環境づくりを進めます。

施策		内容
①	地域活動の拠点の整備（社会福祉協議会との連携）【生活福祉課、高齢者支援課】	支え合う地域社会の形成の土台づくりとして、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。また、地域住民が地域の相談に応じるなど地域課題の解決に取り組み、地域の拠点が地域住民の主體的な活動の場となることができるよう支援します。
②	地域の見守り活動の充実【高齢者支援課】	「ささえあいネットワーク」の見守りネットワークのしくみをきめ細かく張り巡らせ、それぞれのつながりをより一層強化していきます。そして、ささえあいネットワークへの参加者の裾野を広げ、見守る人も見守られる人も多くの人に参加するしくみとなるように、充実を図っていきます。

3 家族介護者への支援

多様な介護保険サービスが選べる現在においても、自宅における要支援・要介護者への支援は、家族等の介護者も依然として重要な役割を担っています。

しかし、家族等の介護者は、身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がないケースが少なくなく、さらには虐待につながるケースもあります。

家族等の介護者に対しては、介護による負担を軽減し、地域で安心して介護を継続できるような支援を行います。

(1) 家族介護者支援のしくみづくり

施策		内容
①	家族会・介護者のつどいの支援【高齢者支援課】	家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集い、交流できる場・機会の提供に向けて取り組んでいきます。

(2) 家族介護者の負担の軽減

施策		内容
①	介護講習会の開催【高齢者支援課】	家族介護者に対して、介護技術の向上や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得できる介護講習会を開催します。
②	家族介護者の負担軽減のためのショートステイの充実【高齢者支援課】	認知症高齢者の在宅生活と家族介護者のレスパイトケアを支えるしくみとして、早朝・夜間・宿泊を組み合わせたサービスを提供する認知症デイサービスセンター活用事業の充実に向けて検討します。
③	家族介護者の専門相談事業の実施【高齢者支援課】	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施します。
④	高齢者緊急短期入所サービス【高齢者支援課】	介護保険認定で要支援又は要介護認定を受けた方で、介護者不在の状況やケアプラン作成時に想定されなかった緊急事態に対し、介護保険で対応することが困難な方への対応として、施設の緊急ベッドを確保しています。
⑤	家族介護慰労金【高齢者支援課】	過去1年以上住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている、市内に住所を有する高齢者を介護する家族に対し、在宅生活の継続及び向上のために慰労金を支給します。

(3) 高齢者虐待の防止

施策		内容
①	高齢者虐待防止のための意識啓発【高齢者支援課】	高齢者虐待を防ぐために、虐待の実態や対処の仕方を学ぶための講座等の実施や情報提供を通して、無理なく介護を継続できるための支援、意識啓発を進めます。
②	高齢者虐待防止連絡会の活用【高齢者支援課】	高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」を活用します。高齢者の虐待防止についての支援体制・支援方法を確立し、早期発見による必要な支援に結びつけます。また、関係機関との連携方法を具体化し、即応性、継続性のある支援を進めます。
③	高齢者緊急短期入所サービス（再掲）【高齢者支援課】	おおむね 65 歳以上で虐待・放置等により緊急に施設入所が必要な高齢者を施設・病院で保護します。
④	高齢者等シェルターの検討【高齢者支援課】	緊急に保護を要する被虐待高齢者等の生命・身体の安全を確保することを目的として、一時的に保護するシェルターを検討していきます。

第5章 安心して暮らせる住まいとまちの実現

1 いざという時に助け合えるまちの実現

高齢者が地域で安全・安心な生活を送るためには、日常生活のさまざまな災害を想定した環境整備や危機管理が必要です。特に、災害時要援護者など、一人で避難が難しい高齢者や高齢者世帯への支援体制の整備は、重要な課題となっています。

そのため、防災体制を整備し、災害時における被害を最小限にとどめるために、地域における支援体制を強化します。

また、近年、高齢者が空き巣や電話による振り込め詐欺、悪質な訪問販売・住宅改修などによる詐欺等の被害を受けることが増加しています。

そのため、市、警察署、関係団体、住民との連携・協力による防犯体制を整備します。併せて、高齢者の消費生活に関する被害防止に向けた情報提供を行い、市民の意識啓発を行います。

(1) 防災体制の整備と高齢者の支援体制

施策		内容
①	災害時要援護者の支援体制の整備【危機管理室、高齢者支援課】	災害時の避難に支援が必要な方々の名簿を作成し、警察、消防、地域包括支援センター等で情報共有を図り、個別の支援体制を整備します。
②	災害時の助け合い【危機管理室、高齢者支援課】	災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、援護を必要とする高齢者（災害時要援護者）を状況別に把握し、緊急性の高い要援護者から個別避難支援プランを作り、実効性のある支援計画を作っていきます。ささえあいネットワーク訪問事業と連携し、日頃から顔の見える関係で地域で助け合えるような体制づくりを引き続き進めます。

(2) 防犯対策の強化

施策		内容
①	地域の防犯体制の整備【危機管理室、高齢者支援課】	高齢者の生活と財産を守るため、地域包括支援センターが中心となり関係機関との連携、地域住民の協力、「ささえあいネットワーク」の強化により地域の防犯体制を整備します。また、防犯ステッカー「動く防犯の眼」の配布や防犯活動団体に補助金を交付するなど、地域の防犯体制の強化を図ります。
②	防犯意識の啓発・情報提供【危機管理室】	防犯意識向上のため、防犯講演会等を実施するとともに、広報、ホームページ、ポスターなど多様な媒体を通じて防犯啓発に努めます。なお、広報等で「振り込め詐欺等」に関する啓発、注意喚起も行います。
③	消費者保護のしくみづくり【協働コミュニティ課】	消費者センターにおいて、消費生活に関するさまざまな問題や疑問について、専門の消費生活相談員が相談に応じます。

2 外出しやすい環境の実現

高齢者が、建物や道路、交通機関等を安全かつ快適に利用できるように、バリア（障壁）のないユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

施策		内容
①	外出支援サービスに関する適切な情報提供【高齢者支援課】	市で実施している外出支援サービスを含め、他の機関で実施している移送サービスの情報収集を行うとともに、利用者が使いやすい情報提供に努めます。

施策		内容
②	高齢者等外出支援サービス【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者等で一般の公共交通機関などの手段では外出が困難な方を対象に、介護予防、健康づくり、生きがいづくり等を目的として、介助員を配置したリフト付きの福祉車両等による外出支援を行います。
③	歩道やバス停留所等のバリアフリー化の整備・推進【都市計画課、関係各課】	高齢者などが外出しやすい環境とするため、歩道やバス停留所のバリアフリー化（段差をなくすなど）を推進します。
④	施設のバリアフリー化の推進【関係各課】	「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、鉄道駅、道路・歩道、公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。また、公共施設の建設・改築時には、ユニバーサルデザインの観点から、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい設備・仕様になるよう配慮します。

3 多様な住まいのあるまちの実現

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市内で生活支援サービスや介護サービス付き住宅の整備支援のほか、現在の住まいでより安全に快適に生活ができるような環境整備に取り組みます。

なお、老朽化の著しい市営住宅の再整備に向けて、施設の集約等による事業経営の改善も念頭に入れて検討します。

（1）高齢者の住環境の把握と必要に応じた相談支援

施策		内容
①	養護老人ホームへの入所【高齢者支援課】	身体上や家庭環境、経済的な理由等により、自宅等での生活に支障がある高齢者に対して、養護老人ホームにおいて日常生活に必要なサービスを提供します。
②	自立支援住宅改修費給付サービス【高齢者支援課】	介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者のいる世帯に、介護予防と転倒予防等のため、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更の変更等の簡易な住宅改修の給付を行います。今後も、対象となる高齢者のいる世帯に適切にサービスを提供できるように案内していきます。

施策		内容
③	高齢者住宅改造費給付サービス【高齢者支援課】	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者のいる世帯に、転倒予防と介護負担の軽減等を図るため、介護保険サービスで対象外の浴槽や洗面台、流し台を交換する簡易な住宅改造の給付を行います。
④	住宅に関する情報提供【高齢者支援課、都市計画課】	住宅の情報を必要とする高齢者に向けて、関係機関などの情報を提供していきます。

(2) 高齢者の住環境の確保

施策		内容
①	高齢者アパートの提供【都市計画課】	所得の低い一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが住み慣れた地域で暮らすことができるように民間賃貸住宅を引き続き借り上げ、高齢者アパートを提供します。
②	シルバーピアの運営【高齢者支援課、都市計画課】	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が自立して安全に日常生活がおくれるよう、高齢者向けの設備が整い安否確認・緊急時対応などを行う生活援助員等を配置したシルバーピアを運営します。